

[4] 就任承諾書及び誓約書の謄本 (コピー)

← 原本は申請者が保管し、所轄庁へはコピーを提出します。
原本証明は不要です。

年 月 日

→ 設立総会日以降の就任を承諾した日を記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

→ 住所と氏名は住民票と一致します。
記名 (パソコン等)、署名 (自筆) どちらでも可。

住所又は居所
氏 名

→ 「理事」「監事」を記載します。

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の () に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

□NPO法第 20 条 (第 1 章 1. (2) ⑬をご覧ください。)

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の2(凶器準備集合及び結集)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

□NPO法第 21 条 (第 1 章 1. (2) ⑭をご覧ください。)

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。